

## 長野市立長野図書館 資料選定基準

「長野市立図書館 資料収集方針」に基づき、長野図書館の資料選定に当たっての具体的な基準を以下のとおり定めるものとする。

### 第1 共通選定基準

#### (1) 選定・収集するに当たっての基本的事項

- ア 網羅的に収集する分野以外は、蔵書構成のバランスにも留意し、特定の分野のみを突出して収集する結果にならないように努めるものとする。
- イ 文庫本や中綴じ本等の保存性に難があるものについては、収集に当たっては慎重に判断をする。
  - (ア) 文庫本は、利用が多い資料の複本や文庫オリジナル等に限定して収集する。なお、文庫によっては特定のシリーズやカテゴリーに絞って発行されているものもあるが、それらを出して収集することで文庫の蔵書構成にバランスを欠いた結果を招かないように留意する。
  - (イ) 中綴じ本は、原則として収集しない。
- ウ 自費出版の資料は、慎重に吟味した上で収集する。
- エ 高齢者や弱視者等の読書活動を支えるため、大活字本は分野を問わず網羅的に収集する。ただし、児童書の大活字本については、利用動向を勘案して収集する。
- オ CDやDVDなどのデジタルメディアが付属している資料については、館外貸出が可能と確認できる資料のみを収集する。

#### (2) 収集しない資料

- ア 主に専門家や研究者が利用するような、高度な研究書、学術書
- イ 特定の宗教及び政党並びに企業等の宣伝傾向が著しいもの
- ウ 個人が専有し利用することを目的とする資料（例；学習参考書、資格取得に関する問題集、レッスン用の楽譜、ゲーム攻略本など）
- エ 1回又は数回の使用で、その利用価値が著しく損なわれる資料（例；ひらがな練習帳、シールブック、ぬり絵など、書き込みや切り取りなどを主目的とする資料や、こわれやすい立体絵本など）

### 第2 一般図書の選定基準

#### (1) 分類0類 総記（図書館・書誌学・百科事典・逐次刊行物・叢書）

- ア 情報科学の分野は技術革新が著しく社会的影響も大きいため、基本的な技術書及び実用書を収集し、最新の情報を提供できるように努める。

イ 図書館、書誌学、読書指導、著作権、出版に関する資料は、積極的に収集する。

(2) 分類1類 哲学(哲学・心理学・倫理学・宗教)

ア 各分野の基本書を体系的に収集するとともに、入門書や概説書なども幅広く収集する。

イ 超心理学、心霊、占い、運命判断に関する資料は、厳選して収集する。

ウ 宗教は、特定の宗教又は宗派に偏らないよう考慮し、基本書を中心に収集する。ただし、宗派の宣伝傾向が著しいものは収集しない。なお、郷土資料として、神道及び仏教については、長野市に係るものを積極的に収集するとともに、善光寺及び戸隠神社に係る資料は、網羅的に収集する。

(3) 分類2類 歴史(歴史・伝記・地理・紀行)

ア 特定の歴史観や学説に偏らないよう、幅広く収集する。

イ 伝記は、特定の人物に偏らないよう、幅広く収集する。

ウ 旅行ガイドブックや地図は、定期的に最新のものに更新する。

(4) 分類3類 社会科学(政治・法律・経済・統計・社会・教育・民俗・軍事)

ア 様々な学説や主張を把握できるよう、多様な観点から資料を幅広く収集する。

イ 各分野の基本書を収集する。

ウ 各分野にわたり、入門書から専門書まで幅広く収集する。

エ 社会科学は時代と深く関わっている分野であるので、今日的主題を扱った資料は、積極的に収集する。

オ 法律、経済、税金、年金、介護など、日常生活及び実務上で必要な実用書及び実務書は、最新の資料を収集する。

(5) 分類4類 自然科学(数学・理科・医学)

ア 各分野の基本書を収集する。

イ 自然科学は専門化、細分化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、高度で専門的な資料は収集しない。

ウ 医療・健康・栄養学などは関心が高い分野であり、最新の情報を提供できるよう留意する。なお、医学上定説となっていない治療法や民間療法に関する資料は、厳選して収集する。

(6) 分類5類 技術(工学・工業・家政学・生活科学)

ア 各分野の基本書を収集する。

イ 工学は専門化、細分化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、高度で専門的な資料は収集しない。

ウ 技術又は工業の進歩にあわせて、最新の情報を提供できるように収集する。

エ 家政又は生活科学は、趣味や実用に役立つ資料も幅広く収集する。

(7) 分類6類 産業(農林業・水産業・商業・交通)

- ア 各分野の基本書を収集する。
- イ 産業は専門化されている分野であり、入門書から専門書までを収集の範囲とするが、高度で専門的な資料は収集しない。
- ウ 各種産業の今日的課題を扱った資料を積極的に収集する。
- エ 園芸やペットなどの分野は、趣味実用に役立つ資料を豊富に収集する。

(8) 分類7類 芸術(美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽)

- ア 市民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞・評価・研究と創作・実技等の両面にわたり幅広く収集する。ただし、音楽の楽譜帳及び1枚もの楽譜は収集しない。
- イ 趣味として利用の多い分野については、入門書を中心に収集する。
- ウ 美術全集・画集・写真集は、基本書を中心に収集する。ただし、写真集のうち、いわゆるタレント本(スポーツ選手等をタレント的に扱うものを含む。)に類するものは収集しない。
- エ スポーツは、ルールや技術書その他、理論、歴史、大会記録書などにも留意して収集する。
- オ タレント・芸能人本は、内容を吟味した上で慎重に収集する。
- カ マンガ(コミック)については、別項で定める。

(9) 分類8類 言語

- ア 日本語、英語その他主要な言語の基本書を収集する。
- イ 世界の言語については、入門書から概説書までを収集し、広く学習されている言語については、文法や発音、学習法等も収集する。
- ウ 主要言語の辞典は、幅広く収集する。

(10) 分類9類 文学

- ア 市民の利用が多い分野であり、豊富な資料を幅広く収集する。
- イ 評価の定着した日本文学及び外国文学作品は、古典から現代文学まで収集する。
- ウ 著名な文学者については、個人全集はもちろんのこと、伝記、作家研究、評論等も収集する。
- エ 児童文学関係資料は、絵本論や児童文学研究書を中心に収集する。

### 第3 参考図書(R)の選定基準

参考図書は図書館のレファレンスコレクションの中心であり、レファレンスサービス上の重要な資料となるもので、図書館蔵書の最も基幹となる資料群である。長野図書館では、利用状況及び当館のレファレンスサービスの特徴及び傾向に留意し、収集する。

(1) 参考図書として取り扱う資料

- ア 辞典、イ 事典、ウ 年表、年鑑、エ 人名事典、電話帳 オ 便覧、ハンドブック

カ 書誌、目録、キ 索引、抄録、ク 図譜、図鑑、地図、ケ 資料集、法令集、コ 官報、白書、など

- (2) 個人情報保護の見地から、非公刊の住所録は、収集しない。
- (3) 参考図書は、可能な限り最新のものを収集することに努めるものとする。

#### 第4 児童書（絵本、紙芝居を含む）の選定基準

児童期には書物に対する好みや質の感覚が養われるときであり、書物によってある事への興味が喚起されたり、ものの考え方が方向付けられたりすることが多い。また、この時期にふれる書物が、生涯にわたって影響することもある。児童書の中には、ある年齢層の子どもにしか楽しめないものもあるので、幅広く原則として網羅的に収集する。

- (1) 本との出会いや読書の楽しさを体験できるよう、子どもの求めに対応できる資料を収集する。
- (2) 各分野で評価の定まった資料は、常に備えるよう努める。
- (3) 新刊書は、原則として網羅的に収集する。
- (4) 新刊絵本（大型絵本を含む。）は、網羅的に収集する。
- (5) 新刊紙芝居（大型紙芝居を含む。）は、網羅的に収集する。

#### 第5 ヤングアダルト資料（Y）の選定基準

- (1) 中学生、高校生を中心とした世代は、児童とも成人とも異なる要求をもった独自の存在である。既に読書習慣を持つ者には更に一般書へとつなぐため、読書習慣を持たない者には本に出会う楽しみを知るきっかけ作りとするため、児童書と一般書の間を埋める青少年向け（ヤングアダルト）資料を収集する。
- (2) 実用書では、多岐にわたる興味の枝を伸ばすことを目的とし、時代に沿った新鮮な内容の資料を収集する。
- (3) 文学は、現代の感性を生かした詩や小説を収集する。古典は、青春文学として読み継がれる作品を主体に収集する。

#### 第6 郷土資料（N）の選定基準

- (1) 郷土を知り郷土に関する正確な認識を得るための資料収集は、地域に根ざす公立図書館の責務である。市内の県立長野図書館は長野県内全域を対象に資料収集しているため、市立長野図書館では、長野市及び北信地域を重点に、この地域内においてはよりきめ細かく多様な資料を収集する。
- (2) 資料収集の対象区域の優先順位は、次のとおりとする。
  - ア 長野市の区域に関する資料
  - イ 長野県北信地域に関する資料
  - ウ 長野県全域に関する資料
  - エ 長野県内の東信、中信、南信地域に限定した資料

- (3) 長野市(市内の特定の地区のみを扱うものを含む。)に関する資料は、網羅的に収集することを原則とし、次の資料を収集する。
- ア 長野市の歴史、地誌、自然、産業、経済などを取り扱ったもの
  - イ 長野市の人物、事柄を取り扱ったもの
  - ウ 長野市に伝わる事柄を取り扱ったもの(説話、伝説、民話、言葉、風俗、習慣など)
  - エ 長野市出身の文学者の文学作品及び評論
  - オ 長野市出身者や在住者など、本市と特に関係を有する人の作品、目録など
  - カ 市内の小・中学校、高等学校、大学などの校史や関連する資料
  - キ 市内の出版物で、長野市に関係する事柄の記述が主体のもの
  - ク 市内官公所の刊行する資料(地方行政資料で再説)
  - ケ 長野市について記述されている雑誌、新聞、パンフレットなど。なお CD-ROM、DVD-R 等のデジタルメディアのみで刊行されている資料も収集する。
  - コ その他、長野市地域に関するもので、収集が必要と判断される資料
- (4) 北信地域に関する資料は、次のような資料を収集する。
- ア 市町村史誌の類
  - イ 歴史、民俗、地理、地誌及び自然に関する資料
  - ウ 文化財に関する資料
  - エ この地域の人物、事柄を取り扱ったもの
  - オ その他、この地域を対象とした主要な資料
- (5) 長野県全域(各分冊が地域別に構成され、全体で長野県全域を対象とするものを含む。)に関する資料は、次のような資料を収集する。
- ア 長野市を含む全県を対象とした、県史の類
  - イ 長野市を含む全県を対象とした、歴史、民俗、地理、地誌及び自然に関する資料
  - ウ 長野市を含む全県を対象とした、文化財に関する資料
  - エ 長野市以外の著名な人物、事柄を取り扱ったもの
  - オ 県内出身者又在住者等で長野県に関係が深い著名な文学者の文学作品及び評論
  - カ 主に長野県全域を対象に刊行されている新聞
  - キ その他、全県を対象とした主要な資料
- (6) 東信、中信、南信の各地域に限定して扱っているものは、次のような資料を収集する。
- ア 市町村史誌は、原則として主要な市のみ収集する。
  - イ 歴史、民俗、地理、地誌及び自然に関する資料で、長野県内で広く周知されている事柄を取り扱ったもの
  - ウ 長野県内で広く周知されている文化財に関する資料
  - エ その他、この地域を対象とした主要な資料
- (7) 資料の保存を考慮して、長野市及び北信地域に関する資料は原則として複本で収集する。その他の地域の資料は、必要に応じて複本で収集する。
- (8) 長野県図書館協会公共図書館部会発行の「長野県郷土資料分類法」(以下「分類法」という。)

は、長野県を範囲とした郷土資料の分類法と分類対象の郷土資料の範囲を定めている。収集した資料は、この分類法に準拠して分類するが、資料の選定には適用されないものであることに留意する。

## 第6の2 地方行政資料（G）の選定基準

地方行政資料は郷土資料の一群であるが、特にここで定める。

- (1) 市民に情報提供をする役割を担う図書館として、広く市民に対して公表すべき資料を長野市関係の資料を中心に積極的に収集する。
- (2) 収集範囲と収集する資料
  - ア 長野市関係  
予算関連資料、決算関連資料、市議会の議事録、例規集、各種基本計画、各種事業報告書、広報紙誌など
  - イ 長野県関係  
県資料については、県立長野図書館、県行政情報センターが市内にあることを勘案し、基本的資料を収集するものとする。

## 第7 マンガ（コミック）（M）の選定基準

- (1) マンガは、わが国の出版分野の中で大きな部分を占めており、ポップカルチャーとして国際的に大きな評価を得ているものの一つであるが、長野図書館では蔵書スペースの確保が難しいことから、限定して収集することとする。このため購入による収集は原則として行わず、寄贈等により収集することとする。これらの事情から、マンガのリクエストには対応しないものとする。
- (2) 収集する資料は次のとおり。
  - ア マンガ文化に大きく貢献したと思われる漫画家の作品。ただし限定的に収集する。
  - イ 現代社会の動きなどをマンガ形式で表現する一般向け作品（フィクションは除く。）及び児童向け学習マンガ
- (3) マンガと文章が混在している資料については、マンガ部分（コマ割ページ）が全体の1/2以上と判断されるものはマンガとみなし、購入による収集はしない。

## 第8 逐次刊行物の選定基準

- (1) 新聞
  - ア 主要な全国紙及び地元紙を中心に収集する。
  - イ 新聞の休廃刊等が生じたときは、該当紙の分野や金額などを考慮して、代替となる新聞を収集する。
  - ウ 新聞の収集期間は、永年保存する地元紙関係を除き、10年間とする。
- (2) 雑誌
  - ア 市民の趣向や流行に留意し、各分野のバランスを考慮して収集する。

イ 雑誌の休廃刊が生じたときは、当該雑誌の分野や金額などを考慮し、各分野のバランスを崩さないよう配慮した上で、代替誌を収集する。

ウ 雑誌の収集期間は、永年保存をする郷土資料に該当するもの及び県内公共図書館の雑誌分担保存で割当てられた雑誌を除き、3年間とする。

## 第9 視聴覚資料の選定基準

(1) 趣味、レクリエーション、ビジネス、日常生活に役立つ資料を収集するとともに、郷土資料としての市販資料及び自主制作資料にも留意する。

(2) 視聴覚資料の購入予算は限定されているため、購入資料の選定は、慎重に行うものとする。なお、この事情により、視聴覚資料のリクエスト対応は、行わないものとする。

(3) 音声資料

ア 過去にカセットテープ、CDと収集する音声メディアが変遷してきているが、当面はCDのみを収集し、テープメディアは原則として収集しないものとする。また、インターネット上の音楽配信も活用し、多様な資料の提供に努めるものとする。

イ 今後時代とともに更に音声メディアが変化した場合は、その時点で改めて対象とするメディアを検討する。

ウ 収集する分野は、音楽、朗読、落語等の伝統芸能など、音声に係る資料とする。

エ 収集に当たっては、将来の資料的価値を十分吟味して選定する。なお、この点に関して、音楽分野におけるオムニバス物の選定は、慎重に行うものとする。

オ 長野市立図書館では、インターネット上のナクソス・ミュージック・ライブラリー(以下「NML」という。)の音楽配信サービスを提供しているため、NMLが扱っている以下の音楽ジャンルは、購入による収集は原則として行わないものとする。

(ア) クラシック音楽

(イ) 現代音楽

(ウ) ジャズ

(エ) ワールド・ミュージック(民族音楽を含む。)

(オ) ロック/ポップス

(4) 映像資料

ア 過去VHD、LD、DVDと収集メディアが変遷してきた。当面はDVDメディアのみを収集することとするが、既にBlu-rayも登場しており、今後時代の流れに沿って、収集メディアを変更することも検討していく。なお、テープメディアは原則として収集しないものとする。

イ 映像資料は、著作権(少なくとも上映又は館内視聴)許諾済みの資料で、以下を収集対象とする。

(ア) 映画、ドラマ作品で、評価の定まったもの(少なくとも初回上映等が、収集しようとする時点から5年以内に行われた作品は除く。)

(イ) TV等で放映されたドキュメンタリー作品で、広く視聴が見込まれるもの

(ウ) その他のジャンルで、広く視聴が見込まれるもの

#### ウ 寄贈資料の留意事項

一般市販の映像資料で著作権の許諾が私的視聴のみのものは、寄贈を受けてはならない。なお、官公庁及び公益法人等が制作したもので、広く市民の視聴を期待するものについては、内容を吟味して収集するものとする。

### 第10 障害者用資料の選定基準

- (1) 視覚障害者等の利用に供するため、録音図書、点字図書を収集する。
- (2) 録音図書、点字図書は、購入等によるほか、自館制作で収集する。
- (3) 録音図書、点字図書は、利用動向を把握した上で資料を選定し、収集する。

### 第11 デジタル資料、データベースなどの選定基準

近年書籍等の電子化が進展し、本としての形態ではなく、CD-ROMやDVD-Rなどの形態(以下「デジタル資料」という。)のみで出版されるものやインターネット上のデータベースという形でのみ提供される資料が増加してきている。

#### (1) デジタル資料

現状では、図書館にこれらの利用を提供できる環境が整っていないため、郷土資料を除き(項目6(4)を参照)当面は収集を見合わせるものとする。今後利用環境が整う見通しが立った時点で、収集するものとする。

#### (2) データベース

デジタル資料と同様、現状は利用を提供できる環境にない。今後利用環境が整った時点で導入を進めるものとする。

### 第12 その他

- (1) 外国語資料は、当面購入しての収集は積極的には行わないものとする。ただし、寄贈等の場合で次の資料は、慎重に吟味して収集する場合もあるものとする。

・国内で発行されていない資料で、広く利用が見込まれるもの

(例; 絵本、美術書、地図帳、ガイドブックなど)

- (2) この選定基準に基づき、個別に更に詳細を具体的に定める必要があるときは、選書会議で内容を検討したうえで、館長が内規を定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この選定基準は平成22年10月1日から施行する。

(長野市立長野図書館 図書選定基準の廃止)

- 2 昭和59年10月23日制定の長野市立長野図書館 図書選定基準(昭和59年10月23日施行)は廃止する。